

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 28 日現在

機関番号：11101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730044

研究課題名（和文） 米国の Little FTC Acts とフランチャイズ規制

研究課題名（英文） Little FTC Acts in the U.S. and franchise regulation

研究代表者

長谷河 亜希子 (HASEGAWA AKIKO)

弘前大学・人文学部・准教授

研究者番号：00431429

研究成果の概要（和文）：フランチャイズ（FC）システムにおいて、本部が優越的地位の濫用をしていないか否かの判断に当たっては、加盟店の負担の程度、および、本部と加盟店間の利益配分のバランス、さらに事前にジーが当該負担について把握しており、なおかつ、その負担・不利益を加盟店が軽減できる手段を本部が制限していないか、そして、本部に対する加盟店の報告請求権を不当に害していないかという観点が重要になる。そして、米国、韓国といった諸外国の法制度から学ぶに、FC 契約の情報開示規制法に加えて、FC 契約関係規制法も制定する必要がある、同法は本部にとっても、FC 問題が生じた際には問題解決の指針を示すものとなることから、本部にとっても加盟店にとっても、関係規制法の制定はメリットがあると考えられる。

研究成果の概要（英文）：In considering the abuse of a superior bargaining position by franchisor, we look at the following points; the burden of a franchisee, the balance of the burden between a franchisor and a franchisee, a franchisee's knowledge of the burden in advance and whether a franchisor doesn't prevent a franchisee from reducing the burden or not. Additionally, a franchisee should have the right to demand a franchisor to report various kinds of information. Furthermore, we have to establish franchise disclosure law and franchise relationship law. The latter law has advantages for not only franchisees but also franchisors, because it will become the guideline for resolving franchise problems.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：フランチャイズ、反トラスト法、経済法、独占禁止法

## 1. 研究開始当初の背景

（1）世界中でフランチャイズ（FC）システムによる事業展開が盛んとなっているが、それに伴い、FC 問題が多発して、大きな問

題となっている。状況は日本でも同様であるが、現在、日本には FC 法と呼べるような法律はない。そこで、FC 規制の経験が豊富な他国（とりわけ米国）から、日本の FC 問題

解決のための示唆を得ようと考えた。

(2) FC問題は大きく、①FC契約締結前の情報開示と、②FC契約内容そのものおよび契約締結後の本部と加盟店間で生じる問題とに分けることができる。とりわけ、法規制の是非を巡って議論となるのは②である。こちらは、不公正取引の是正というとらえ方もできる。そこで、米国、日本等において、このような不公正取引規制がどのように行われているかに焦点を当てて、研究を進めようと考えたのが本研究開始の背景である。

## 2. 研究の目的

(1) 当該研究の主目的は、日本FC問題解決の糸口を探るために、米国のFC規制について研究を行うというものである。当初、米国の州のFTC法(通称、Little FTC Act。消費者法の場合もあれば不公正および欺瞞的な慣行等を規制する法律の場合もある)と称される法律が、不公正取引(FC取引における不公正取引を含む)の是正において、いかなる役割を果たしているのかについて焦点を当てて研究を行い、日本のFC問題の分析は従たる扱いの予定であった。しかし、この3年間、日本でFC訴訟が頻発したことから、①まず、日本のFC問題、とりわけ、契約締結後に本部と加盟店間において生じる紛争の現状と訴訟における法律構成について検討すべく、それらの分析に力を入れた。②また、FC問題の多くは、基本的には本部による独禁法上の優越的地位の濫用という性質を帯びる。さらに、セブン・イレブンの見切り販売の制限に対する公取委の排除措置命令(独禁法上の優越的地位の濫用)および、①の訴訟とも関連するが、近年は、民事訴訟においても、加盟店が、本部に対して、本部の行為が優越的地位の濫用に該当しうるとして、詳細な主張、立証を試みることも増えてきた。そこで、本部の様々な問題行為が、なぜ優越的地位の濫用に該当しうるのかについて、詳細に検討する必要があると考え、主として、当該問題の研究に取り組んだ。

(2) 諸外国のFC規制の研究に関しては、米国ヒアリング調査(連邦取引委員会、N.Y.州弁護士、イリノイ州弁護士、アメリカ加盟店協会(American Franchisee Association)と、韓国ヒアリング調査(韓国公正取引委員会、公正取引調整院、弁護士)を実施し、日本でのFC規制の参考とするため両国におけるFC規制の実態を調査した。

## 3. 研究の方法

論文、判例による研究が主たる研究方法である。それらを分析、検討することによって、研究に取り組んだ。そのほか、外国の規制当

局、弁護士等のヒアリングも行った。

## 4. 研究成果

### (1) FCにおける優越的地位の濫用について

FCシステムにおける優越的地位の濫用については、公取委より、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」(通称FCガイドライン)が出されている。しかし、その内容は、非常に簡易な記述にとどまり、具体的には、いかなる本部の行為が、優越的地位の濫用規制に言う「不当な不利益」を加盟店に対して課す行為に該当しうるのか明確ではない。また、これまで、FC問題に関する民事訴訟でも、加盟店側が、本部の優越的地位の濫用行為を主張してきた。しかし、それらは民法による主張に付随しての主張ということもあり、詳細な濫用行為の主張立証とは言い難かった。そこで、下記のように、各行為について、いかなる行為が優越的地位の濫用に該当しうるのかについて具体的に検討したものである。

FCシステムにおいては、取引先の制限、仕入れ数量の強制、見切り販売の制限、FC契約締結後の契約内容の変更、契約終了後の競業禁止義務、解約違約金条項、契約全体、正当な事由のない解約・更新拒絶、レポート、仕入れ代金等の報告義務などが本部による優越的地位の濫用の問題となりうる。

FC契約の中には、長期契約で、拘束項目が多い上に、拘束が厳しく、本部依存度も高く、恒常的に優越的地位の濫用を生み出しやすい土壌がある契約も多いとされており、上記行為が、独禁法2条9項号ハ(取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること)に該当しないか否かが問題となる。

各問題を通じて重要な視点は、まず、当該取引における加盟店の負担の程度(加盟店自身の損益)である。さらに、本部と加盟店の共存共栄を目指すというFCシステムの理念、および、FCシステムというものが、本部が、自身で事業展開すれば、その際に負うこととなるはずの負担のかなりの部分を加盟店に負担させることによって成り立つ共同事業であるということからして、本部と加盟店間の利益配分のバランスという観点も欠かせない。加盟店の負担が著しい、もしくは、本部と加盟店間の利益配分に偏りがあるという場合には、優越的地位の濫用に該当する可能性があるにとらえるべきである。

次に、上記二つのほか、加盟店が、当該負担を課せられることを事前にジーが知っており、なおかつ、その負担・不利益を加盟店が軽減できる手段を、本部が制限していないか、という点もポイントとなる。なぜならば、FCシステムにおいては、事業展開・経営におけるリスクを背負っているのは加盟店だけ

らである。なお、加盟店が、負うことになる不利益を事前に知っていた場合でも、その不利益の程度が著しいのであれば、優越的地位の濫用に該当しうるのである。

さらに、加盟店はリスクを負う以上、経営にまつわる情報（仕入代金、リベート金額等）を正確に把握することが必須である。さもなくば、上記の様々な負担等の正確な評価もしがたい。したがって、本部に対する報告請求権を不当に害するような本部の行為も優越的地位の濫用に該当しうると考えられる。

(2) 米国 FC 調査 (2012 年 6 月 3 日~10 日)  
日弁連による調査に同行した。

#### ①連邦取引委員会

連邦取引委員会 5 条に基づいて、FC 契約に関する情報開示規則が制定されている。あくまで事前開示規制に留まり続ける（契約内容の規制及び契約締結後の FC 関係に踏み込まない）理由としては、非効率な加盟店の保護につながるなど、競争阻害要因になると考えられているからとされた。

事前の情報収集が最も重要であり、中でも、既存加盟者からのヒアリングは必須であること、それを妨害する本部には問題があると思慮したほうがよいとの指摘があった。

また、収益予測の提示は義務ではないか、提示する際には、合理的根拠に基づく必要があること、さらに、その合理的根拠に関しては、すでに規則制定時（1978 年）に、詳細な議論が行われ、文書にまとめられている。

日本でも、まずは情報開示法を制定することが重要ではないかとのことであった。

#### ②N.Y.州インバーク弁護士

N.Y.州法も、FC 契約の登録情報開示法のみが存在し、FC 契約内容等の規制を行う FC 関係規制法は存在しない。したがって、詐欺的 FC を防止することができる程度であり、FC 契約を締結した後の問題、とりわけ加盟店にとって不利となるような契約変更等には対応できない。やはり、(次のイリノイ州法のような) FC 関係規制法が必要であると思うとのことであった。

#### ③イリノイ州カルソン弁護士および米国加盟店協会 (American Franchise Association)

まず、FC 訴訟においては、証拠が本部に偏っているという問題があることから、米国ならではのディスカバリー制度を活用して、証拠収集に努めることが重要であると説明された。それによって、説明すべきであったのに、説明しなかった (オMISSION) の発見も可能となる。

FC 関係規制法の制定に関して、本部は必ずしも否定的ではない。すなわち、関係規制

法がない状態というのは、FC 問題が発生した際に、如何なるルールによって問題が解決されていくことになるのか、本部側にとっても予測がつかず、あらゆる手がさぐりという状態だったからだ、とのことであった。

FC 法に、必ず盛り込むべき条項は (不当な解約の規制などは当然であるが)、報復禁止条項である。すなわち、加盟者が本部の不正等に対して、異議を唱えた場合に、それを理由に報復してはならないというものである。また、差別禁止条項も重要な役割を果たすと考えられるとのことであった。

(3) 韓国 FC 調査 (2013 年 2 月 26~28 日)  
日弁連の調査に同行した。

#### ①韓国公正取引委員会

1996 年に流通業が外資にも解放され、コンビニとファーストフードが増加。その後、1997 年の通貨危機の際に、大量の被解雇者が加盟者となったことにもなって、フランチャイズ問題が増加。独禁法 (および告示) のみでは対処できず、2002 年、加盟事業法が制定された。2007 年には情報公開所の登録制度等の重要な改正がされた。情報公開書の主な内容は、ネット上で一般に公開されている。また、2013 年 5 月には、夜間売り上げが不振なコンビニ等に 24 時間営業を強制する事を禁ずる法改正が国会を通過している。

特徴ある内容は以下のとおりである。

まず、加盟金預値 (加盟金預託) 制度が挙げられる。FC 詐欺を防止するための制度である。加盟金は、加盟本部が、加盟者から直接受け取れない仕組みになっている。加盟希望者が、銀行に預け、契約締結後 2 ヶ月の間に、本部の情報提供義務違反等がなければ、初めて本部が加盟金を受け取れる。もしくは、本部が、預託金補償保険とでもいうべき民間保険に加入することになる。この場合には、本部が加盟金を加盟希望者から受け取り、本部は、保険証書を加盟者に交付する。

次に、情報公開書制度について、本部は、加盟希望者に提供する情報公開書を公正取引委員会に登録しなければならない。登録申請に際しては、公開書の内容の真実性審査まで行っているとのことであった。加盟者が契約締結前に情報公開書等を十分に検討しないのが悩みどころとのことであった。

収益予測の提示については、義務ではない。ただし、予測を提示する場合には、書面で提示することと、その算出根拠資料を本部に備えおくことになっている。

更新に関しては、加盟店側に契約違反がなければ 10 年間の契約更新の請求が可能。

加えて、同一チェーンによる近隣出店規制が盛り込まれており、不当な販売地域の侵害が禁止されている。

FC 問題への対応体制としては、FC 問題の

担当者は5カ所の地方事務所（各3名）と本部（10名）にあり、是正措置は年間100件ほど出している。FC問題を抱えた加盟者は、公取委と次に述べる紛争調整（調停）院の両方に申告をする場合が多いが、調整院で解決しそうであれば、調整院に回す。そして、調整院にて解決した場合には是正措置を下さないとのことであった。

なお、韓国には約款規制法もあり、FC契約は、同法の規制対象ともなる。

## ②公正取引調停院

韓国独禁法に基づいて設置された韓国公正取引委員会の下部組織であるが、独立した組織である。申し立て費用は無料である。公正取引・下請け・流通取引・約款・加盟取引（FC）の5部署がある。FC紛争の当事者に実際に対応するFCチームは、調査官（弁護士）1名と6名の職員で対応している。

申立から終了までは原則60日（例外90日）と定められているが、平均48日であり、その間に1回～3回の調停が行われる。1回の調停には4～5時間が費やされる。約8割の調停成立を誇っており、その秘訣は、当事者に言いたいことを言わせることである、とのことであった。調停が不成立に終わると、公取委による調査があり、是正措置が下された場合には、情報公開書に記載されることとなるため、本部も、調停院での解決には割合協力的であるが、問題点は調停に強制力がない点である。2012年は、調停成立324件、不成立82件とのことであった。

持ち込まれるFC問題は、本部による虚偽・誇大広告（売上予測の問題を含む）、情報公開者の不開示（通常、加盟金を返還させるという措置を取る）、近隣出店が多い。

## ③クオン弁護士

日本から韓国に進出しているFCの場合、契約書類は、日本版の契約とほぼ同じ内容であると思われる。というのも、韓国におけるFC問題が、日本のFC問題とほぼ同様だったからである。すなわち、不正確な売り上げ予測、同一チェーンの近隣出店、過大な解除違約金、24時間営業の強制、売上金未送金の違約金が高額であること、本部がたばこ会社から受け取っている広告料金が分配されないこと、などである。

韓国では、「経済民主化政策」により、今後もFC法の強化改正が行われる予定である。

### (4) 今後の展望

①FC規制の全体像を考えることになるが、その際には、まず、FC規制による保護の対象となる加盟店（フランチャイジー）を定義する必要がある。仮に加盟店と称されているにもかかわらず、実態は労働者であるとなれば、

それは労働法による規制の範疇に含まれるからである。

②また、各論的研究としては、リベート問題が残されている。例えばコンビニの場合、本部が納入業者から收受しているリベートは、各加盟店による商品等の購入の見返りである。となれば、それらリベートは、加盟店に配分されるべきなのではないかとの論点が提示されている。米国では、契約書に、加盟店にリベートを分配すると書かれていなければ本部が收受しても問題ないとするのが判例の立場である。近年の日本の判例等も分析することによって、この問題を深く検討してみたい。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

- ① 長谷河 亜希子、セブニーイレブンの24時間営業差止請求事件（東京地方裁判所平成23年12月22日判決）、TKC速報判例解説Web版（2012年6月22日掲載。現在は会員のみ閲覧可能）のちに新・判例解説編集委員会編『新・判例解説Watch2012年10月（法学セミナー増刊速報判例解説Vol.11）』pp.195～198に収録、いずれも査読なし。
- ② 長谷河 亜希子、セブニーイレブンによる再販売価格維持行為に対する損害賠償請求訴訟、ジュリスト1438号（2012）、pp.94-97、査読なし。
- ③ 長谷河 亜希子、フランチャイズ・システムと優越的地位の濫用（1、2、3（完））、公正取引721号（2010）pp.9～13、723号（2011）pp.71～77、724号（2011）pp.60～68、いずれも査読なし。のちに『優越的地位の濫用規制の解説』別冊公正取引No1（2011）に収録。
- ④ 長谷河 亜希子、セブニーイレブンに対する排除措置命令について、速報判例解説編集委員会編『法学セミナー増刊判例速報解説 vol.6』日本評論社（2010）、pp.293～296、査読なし。

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：

番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

長谷河 亜希子 (HASEGAWA AKIKO)  
弘前大学・人文学部・准教授  
研究者番号：00431429

### (2) 研究分担者

( )  
研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )  
研究者番号：